

船橋市入札参加有資格者指名停止審査会事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市入札参加有資格者指名停止審査会規程（以下「規程」という。）に定める審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の招集)

第2条 規程第4条第5項に規定する審査会を招集する必要がないと認められる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が発注する契約に係るものでない場合
- (2) 過去に行った指名停止の措置と比較し、概ね同様の取扱いができる場合
- (3) その他市長が招集する必要がないと認める場合

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。